



ひとり親家庭等の



養育費の確保を支援します

養育費は、子どもの生活と健やかな成長のために重要な権利です。

小樽市では、ひとり親家庭等の子どもの養育費の取決めを促進し、継続した養育費の履行確保を図るため、公正証書の作成や家庭裁判所の調停等にかかる費用を補助します。

対象者

小樽市内に居住し、補助申請時にひとり親の方で、以下の要件を全て満たす方

- (1) 令和6年4月1日以降に養育費の取決めにかかる費用を負担したこと
- (2) 養育費の取決めにかかる債務名義（公正証書、調停調書など）を有していること
- (3) 養育費の取決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養していること
- (4) 過去にこの補助金を受けていないこと（他の自治体でも同様の補助金を受けていないこと）

補助対象費用

上限 30,000円



取決め方法	補助対象費用 ※いずれも養育費の取決めに関する費用のみ
◆公正証書(強制執行認諾約款付きに限る)	・ 公証人手数料 ・ 戸籍謄本等取得費用 ・ 送達用郵送切手代
◆家庭裁判所の調停・審判・裁判	・ 収入印紙代 ・ 戸籍謄本等取得費用 ・ 連絡用郵送切手代

申請方法

養育費の取決めがなされた日（令和6年4月1日以降の日に限る）の翌日から1年以内に、申請書に必要書類を添付し、小樽市こども未来部こども福祉課へ提出してください。

【必要書類】

- (1) 児童扶養手当証書の写し又は児童扶養手当支給決定通知書の写し
(児童扶養手当を受給していない方は、本人および扶養している児童の戸籍謄本の写し)
- (2) 補助対象となる費用の領収書等
- (3) 養育費の取決めを交わした文書の写し（公正証書、調停調書など）
- (4) 振込先の金融機関の口座がわかるもの（通帳の写しなど）

※ その他、必要に応じて追加の書類が必要となる場合があります。

◆申請・お問合せ先◆

小樽市こども未来部こども福祉課こども福祉グループ TEL (0134) 32-4111 (内線 319)
〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市役所別館5階